

令和7年度

島根県会計年度任用職員採用試験受験案内

島根県立松江緑が丘養護学校
〒690-0015 松江市上乃木五丁目18-1
TEL 0852-23-9500

島根県立松江緑が丘養護学校で勤務する会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2に規定する職員)を以下のとおり募集します。

■ 受付期間	令和7年2月3日(月) ~ 令和7年2月28日(金) *郵送による場合は、2月28日(金)必着 受付時間は、午前8時25分~午後4時55分(土日・祝日を除く)
■ 試験日	令和7年3月7日(金)
■ 合格発表	令和7年3月12日(水)

1. 受験資格

(1) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 島根県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

2. 勤務地、採用予定人数、職種及び職務内容

(1) 勤務地 島根県立松江緑が丘養護学校(松江市上乃木五丁目18-1)

(2) 採用予定人数 1名

(3) 職種 障がい者就業支援員

(4) 職務内容 障がい者が行う業務に対する指導

仕事の割り振り、調整

業務の受注、納品

就業支援センターや福祉施設との調整

3. 試験の日時、試験会場、合格発表

(1) 試験日時 令和7年3月7日(金)

※面接開始時刻は受験者ごとに異なります。受付締切後、受験票に試験時刻を記入のうえ返送しますので、各自確認してください。

(2) 試験会場 島根県立松江緑が丘養護学校(松江市上乃木五丁目18-1)

(3) 合格発表 令和7年3月12日(水)

試験の結果については、受験者全員(棄権者を除く。)に郵送で通知します。(発表当日に投函)

4. 試験内容

個別面接試験

5. 受験申込

(1) 提出書類を、島根県立松江緑が丘養護学校へ**直接持ち込むか郵送**により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書き、**簡易書留郵便**にしてください。

(2) 申込先

〒690-0015 松江市上乃木五丁目18-1

島根県立松江緑が丘養護学校

TEL 0852-23-9500

(3) 受付は、土日・祝日を除き2月3日(月)から2月28日(金)までの午前8時25分から午後4時55分までです。郵送による場合は、2月28日(金)必着のものに限り受け付けます。

(4) 提出書類

①申込書(別紙様式) 1部

顔写真は、申込日前6か月以内に撮影した、無帽、背景なしのものとしてください。

②受験票(別紙様式) 1部

必要事項を記入のうえ、85円切手が貼付してあるはがきの裏面に貼り付けてください。表面には、受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記入してください。なお、こちらから返送した受験票を、試験当日に持ってきてください。

③定形の封筒(長形3号) 1部

試験結果通知に使用します。表面には、受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記入し、110円切手を貼付してください。

④公共職業安定所の紹介状 1部

*受験票は申込受付後に返送しますが、試験日の1日前になっても受験票が送られてこない場合は、必ず島根県立松江緑が丘養護学校へお問い合わせください。

*申込書及び受験票の*欄を除く全ての欄にもれなく正確に記入してください。

6. 採用

この試験の合格者は、原則として**令和7年4月1日から令和8年3月31日まで**任用します。

令和7年4月1日から勤務できることが条件です。

なお、兼務(職)は原則可能ですが、希望にそえない場合があります。

また、採用後1月の間又は勤務日数が15日に達するまでは、条件付き採用期間となります。

勤務実績等の評価により、公募によらない再度任用は連続4回を上限として行う場合があります。

7. 勤務条件等

- (1) 報酬:基本報酬 月額 145,600円 ～ 174,600円
経歴に応じて報酬を決定します。
通勤手当相当分の報酬(月額55,000円以内、支給要件を具備する場合のみ支給)
※通勤手当額は通勤手段、勤務日数、距離等に基づいて規定により決定します。
- (2) 手当:規定に基づき支給要件を満たす場合に期末勤勉手当が支給されます。
- (3) 勤務日数:月124時間
- (4) 勤務時間:午前8時25分から午後4時55分の間で所属長が定めます。
- (5) 福利:健康保険、厚生年金保険、雇用保険等(加入要件を満たす場合に加入します)、労災保険

8. 試験結果の本人提供について

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、本人の申出により提供することができます。受験者本人(代理人は不可)が「顔写真付きの身分証明書」(注)をお持ちの上、下記場所で行ってください。(電話は不可)

申出できる者	内容	期間	場所
受験者本人 (棄権者を除く)	得点(科目別得点を含む)及び順位	合格発表の日から 1月間	島根県立松江緑が丘養護学校

(注)「顔写真付きの身分証明書」の例:運転免許証、学生証、旅券等

9. その他

- ・試験会場には、受験票を持ってきてください。
- ・受験に際しての提出書類は、島根県において責任を持って廃棄しますので、返却しません。
- ・受験に際して島根県が収集した個人情報は、採用試験以外には使用しません。
- ・不合格の場合も、内定者の辞退により繰り上げ採用となる場合があります。該当者については、その旨を通知します。